

様式第1号(第6条及び第7条関係) [令和2年5月改訂]

通し番号

群馬県教育委員会教育長 あて

年 月 日

群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金給付申請書

(注) この申請書において、「道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税」は、単に「非課税」と便宜上略して表記します。

次の5点を確認のうえ、□にレ印を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
□ この申請書に虚偽の記載があった場合は、群馬県教育委員会の求めに従い、その全額を即時返還します。
□ 私は当該高校生について、群馬県以外の都道府県に高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の申請は行っていません。
□ この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
□ 群馬県教育委員会の求めに従い、本年度内の最新の家計状況の把握に協力するとともに、申請後、年収見込額が増加することが見込まれるとき(就職した等)、速やかに申し出ます。(ただし、随時申請(家計急変による非課税相当世帯)の場合に限る。)

(注) 随時申請(7月1日以降の家計急変による非課税相当世帯)においては、「本年7月1日現在」を「申請日現在」と読み替えます。

群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金の給付を申請します。

※太枠内の各欄に必要事項を記入し、該当区分に○を、該当する□にレを付けてください。

申請者(保護者等) 住所等 群馬県 TEL () 申請者(保護者等) 氏名 印 高校生等との関係 親権者、その他(未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・[])

【対象となる高校生等について】

ふりがな 氏名 生年月日 平成 年 月 日 (7月1日現在の年齢 才) 在学する学校 学校の名称等 群馬県立藤岡北高等学校 (学年 年) 学校の種類・課程・学科: 高等学校(全日制)・農業科 学校の所在地 群馬県藤岡市篠塚90番地 在学期間 年 月 日 ~ 現在 (年 月 日 ※基準日後に転学又は退学した場合に記入) 過去の高等学校等における在学期間 学校名 立 ~ 年 月 日 日 学校の種類・課程・学科 在学中に給付金を受給した回数 なし・1回・2回・3回・4回・不明

【生活保護法に基づく生活扶助受給の有無等について】

本年7月1日現在、私の世帯は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を □ 受給しています。「ア」生活保護受給世帯 → 左の事実が確認できる証明書(世帯全員の記載があり、本年7月1日現在の受給が確認できるもの。)を提出します。 ※記入はこれで終了です。(裏面は記入不要) □ 受給していないこと、また私が主として、生徒本人を扶養していることを誓約します。(このほかに15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養親族はいません。) → 下表は記入不要 □ 受給していないこと、また、私が主として、生徒本人をはじめ下表記載の15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の親族を扶養していることを誓約します。 → 下表を記入してください。 「イ」非課税世帯 (これに相当する「ウ」家計急変世帯)を含むに該当することを裏面により申告し、証明書等を提出します。 ※裏面の記入に進んでください。

【本年7月1日現在、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている親族(兄弟姉妹)の状況について】

Table with 8 columns: 続柄, 氏名, 生年月日, 職業、学校名・学年等, 給付金の申請の有無, 課程, 備考. Rows include siblings and other relatives.

※生徒本人と上表扶養親族全員の健康保険証等の写し、通信制に通う弟・妹については、在学証明書も提出してください。

※県記入審査欄 □32,300円(生活扶助) □84,000円(全定I) □129,700円(全定II) □36,500円(通) □家計急変(I II 通) □対象外

イ) 非課税世帯の区分による申請 [ウ) 家計急変による非課税相当世帯の区分による随時申請を含む]の場合の記入欄
【保護者等の収入の状況について】 (該当する□にレ印を付けてください。)

(1-1) 次の者の課税証明書等を提出します。(家計急変は所得状況も確認できるもの。)

①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分 ※控除対象配偶者に該当し、就学支援金申請時に提出を省略した場合も提出が必要です。
	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
	<input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名の場合
②	親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 <input type="checkbox"/> (具体的な理由: ※海外赴任等で群馬県内に住所を有しておらず、非課税世帯であることが確認できない場合は、給付の対象となりません。)
③	未成年後見人()名分 <input type="checkbox"/> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) <small>※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。</small>
④	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 <input type="checkbox"/> 親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等 <input type="checkbox"/>

(1-2) 所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名(保護者等A)	生徒との続柄	氏名(保護者等B)	生徒との続柄

(1-3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で住民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合。

ウ) 家計急変による非課税相当世帯の区分による**【随時申請】**を行おうとする場合の記入欄
 ~失職等による家計急変により保護者等の収入が激減した世帯への支援~

【通常申請】において前年収入(当該年度課税)状況の判定では「非課税世帯」と認定されないものの、災害・失職等の家計急変により保護者等の収入が激減し、「非課税世帯に相当する」低所得世帯になったので、その旨を申立て、家計状況の確認のため以下を記入の上、給付を申請します(【随時申請】)。

(2-1) 家計急変事由、収入見込みは次のとおり申し立てます。

上記(1-2)の「保護者等A」	上記(1-2)の「保護者等B」
・家計急変事由発生日 年 月 日 ・事由: <small>※災害等に起因しない離職(定年退職等)は、家計急変の事由となりません。</small> ・事由発生月から向こう12ヶ月間の収入見込み 円	・家計急変事由発生日 年 月 日 ・事由: <small>※災害等に起因しない離職(定年退職等)は、家計急変の事由となりません。</small> ・事由発生月から向こう12ヶ月間の収入見込み 円

※事由の記入例: 失職・離職・退職、倒産・廃業、生業不振・経営悪化、転職・就業条件の変化、傷病・長期療養、災害

(2-2) 次の書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/> 保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類 ※失職・離職・退職、倒産・廃業、生業不振・経営悪化、転職・就業条件の変化、傷病・長期療養、災害等を証明できるもの。 (例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、退職及び退職金支給証明書、退職所得に対する住民税の特別徴収に係る証明書類、破産宣告通知書、廃業等届出、休業損害証明書、診断書・入院診療計画書、罹災証明書・被災証明書、保険金等支払通知書
②	<input type="checkbox"/> 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類 ※事由発生月から向こう12ヶ月間の収入見込みを証明するもの。 (例) 会社作成の給与等支払(見込)証明書、直近の給与明細、税理士又は公認会計士作成の証明書類、売上高等営業状況を示す帳簿 ※失職、離職等により収入がない場合、申立書の提出が必要。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。

- 記入上の注意
- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①~⑤に掲げる者は除きます。
 ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長 ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長 ③法人である未成年後見人 ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人 ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1-1)の④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(生徒本人の健康保険証の写し等)を添付してください。
 (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- 留意事項
- イ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の受給資格はありません。不正に受給した場合は、法(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)に基づき、刑罰が科される場合があります。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、主として在学している学校に申請してください。

学校受付日 年 月 日